大江てくてくウォーキング

『才ノ神の藤を訪ねる
十倉一宮から才ノ神の藤公園、阿良須神社を歩く』

【十倉一宮神社】

【鬼ぎり弁当】

【森池】

【才の神藤公園のケヤキ】

才ノ神の藤の花が咲くころ、十倉一宮から大江町内唯一の式内社阿良須神社（十倉二の宮）まで約6キロを歩きます。
途中、普門寺の藤や韋駄天像のある長橋寺を見学、300mの大雲橋をわたり、旧平野邸の大雲記念館で鬼ぎり弁当の昼食。
阿良須神社で、高さ約46メートルの市内で一番高い杉の木のパワーを頂きます。

【阿良須神社の杉】

◇開催日：４月３０日（火）
◇募集人員：１５名（最少催行人員：２名）
◇申込締切：４月２４日(水)定員になり次第締め切らせて戴きます。
◇ご旅行代金：２，８００円（大人お一人様）
◇取消料金：ご出発の前日から起算して10日前から必要となります。
＊旅行条件詳細をよくご確認のうえお申し込みください（裏面ご参照）。

◇【お申込み・お問合せは】海の京都DMOツアーセンター
TEL：０７７２－６８－１３５５　FAX：０７７２－６８－５０５６

※ご旅行代金には日程表記載の路線バス代、昼食(鬼ぎり弁当)保険、ガイド料昼食、ガイド代金が含まれています。

大江地域観光案内倶楽部会員の案内によるウォーキングです

日次	行　程
1	**8時30分　京都丹後鉄道　大江駅前集合** 大江駅8:42発　市バス→野上バス停下車8:58･･･十倉一宮･･・森池・・・ ・・･才ノ神の藤公園････普門寺･･長橋寺･･･大雲橋･･･大雲記念館（昼食）･･ 阿良須神社（十倉二の宮）･･･阿良須バス停14:39→京都交通バス→ 大江駅14:47 ※到着後、解散です。

※雨天決行します。雨具をお持ちください。※荒天の場合は、中止します。前日夕刻までに連絡します。
このご旅程表は、運輸機関のダイヤ改正及び各地天候、道路状況により多少時間が変更になる場合があります。

【旅行企画・実施/お申込・お問い合わせは】
（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社　京都府知事登録旅行業第2種-679号　（一社）全国旅行業協会（ANTA）正会員
〒629-2501京都府京丹後市大宮町口大野226 京丹後市役所大宮庁舎内　担当者：黒田・香月
海の京都DMOツアーセンター　TEL:0772-68-1355 FAX:0772-68-5056
営業日・営業時間：月曜日～金曜日　9：00～17:00（休業：土日祝）
総合旅行業務取扱管理者：香月義之/総合旅行業務取扱管理者とは、お客様の旅行を 取り扱う営業所での取引に関する責任者です。
この旅行契約に関し、担当者からの説明にご不明な点がありましたら、ご遠慮なく上記の旅行業務取扱管理者にご質問ください。

海の京都

国内募集型企画旅行条件書

１．募集型企画旅行契約

（１）この旅行は、（一社）京都府北部地域連携都市圏振興社（通称　海の京都ＤＭＯ/京都府知事登録旅行業第2種679号。以下「当社」といいます）が企画・募集・実施する旅行であり、この旅行に参加されるお客様は当社と募集型企画旅行契約を締結していただくことになります。

（２）旅行契約の内容・条件は、募集パンフレット、ホームページおよび本旅行条件書によります。

２．お申し込み方法と契約の成立

（１）当社において、ご来店、電話、郵便、ファクシミリ、インターネットおよびその他の方法にてお客様からの旅行契約のお申込みまたはご予約を承ります。

（２）当社所定の申込書に必要事項をご記入の上、下記のお申込金（代金の20%未満）を添えてお申込み下さい。お申込金は、旅行代金、取消料、または違約料の一部または全部として繰り入れます。　契約は、申込書の提出と申込金を受理したときに成立いたします。

旅行代金	1000円	2000円	3000円	4000円	5000円以上
申込金	200円	400円	600円	800円	代金の20%

（３）旅行代金は特に注釈のない場合は、こどもは大人と同じ料金となります。

３．旅行代金のお支払い　　旅行代金（申込金を除く残金）は、旅行開始日の前日から起算してさかのぼって7日前にあたる日より前にお支払いただきます。

４．旅行中止の場合　ご参加のお客様が当パンフレットに明示した最少催行人員に満たない場合、当社は旅行の催行を中止する場合があります。国内旅行にあっては旅行開始日の前日から起算してさかのぼって13日前（日帰り旅行については3日目）にあたる日より前に連絡させていただき、お預かりしている旅行代金の全額をお返しします。

５．旅行代金に含まれるもの及び含まれないものパンフレットに記載された日程に明示された交通費、宿泊費、食事代、入場料、消費税等諸税が含まれます。旅行日程に記載のない添乗員同行費用、交通費等の諸費用及び個人的性質の諸費用は含まれません。＊各地からパンフレット明示の集合解散地までの往復交通費は含まれません。

６．当社は天災地変、運送機関等の旅行サービス提供の中止、官公署の命令、その他当社の関与し得ない事由が生じた場合、旅行の安全かつ円滑な実施を図るため契約内容を変更する場合があります。また、その変更に伴い旅行代金を変更する場合があります。

７．取消料　　お客様は、次の取消料をお支払いただくことにより旅行契約を解除することができます。（日帰り旅行の場合）

取消日	11日前まで	10－8日前	7－2日前	前日	当日	旅行開始後及び無連絡不参加
取消料	無料	20%	30%	40%	50%	100%

８．当社の責任

（１）当社は、当社または当社が手配を代行させた者が故意または過失によりお客様に損害を与えたときは、お客様が被られた損害を賠償します。ただし、損害発生の翌日から起算して２年以内に当社に対して通知があったときに限ります。手荷物について生じた損害については、損害発生の翌日から起算して14日以内に当社に対して通知があったときに限り、１名につき15万円を限度として賠償します。

（２）お客様が次に掲げる理由により損害を被られたときは上記の責任を負うものではありません。

①天災地変、気象条件、暴動、これらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止②運送・宿泊機関の事故若しくは火災、サービス提供の中止、またはこれらのために生ずる旅行日程の変更若しくは旅行の中止③官公署の命令、または伝染病による隔離④自由行動中の事故⑤食中毒⑥盗難⑦運送機関の遅延、不通、経路変更またはこれらによって生ずる旅行日程の変更若しくは目的地滞在時間の短縮

９．特別補償　お客様が募集型企画旅行参加中に、生命、身体又は手荷物に被られた一定の損害については、当社の故意、過失の有無にかかわらず特別補償規程に定めるところにより、補償金及び見舞金をお支払します。

１０．旅程保証　当社は、当パンフレットに記載した契約内容のうち、当社旅行業約款（募集型企画旅行契約の部第29条）に掲げる重要な変更が生じた場合は同条に定めるところにより変更補償金をお支払いします。

１１．個人情報の取り扱い

（１）当社及び受託旅行会社は旅行申し込みの際にご提供いただいた個人情報についてお客様との連絡や運送、宿泊機関等の手配およびそれらのサービスの受領の為に必要な範囲内で利用させていただきます。

（２）当社では、①取り扱う商品、サービス等のご案内　②ご意見、ご感想の提供・アンケートのお願い　③統計資料の作成に、お客様の個人情報を利用させていただく事があります。

１２．旅行条件・旅行代金の基準

旅行日程等の旅行条件は、2019年2月19日現在を基準としています。公示されている交通費の運賃改定等があった場合、旅行代金が変更になることがあります。